

見守り 新鮮情報

製品の欠陥や不具合が見つかり、安全上の問題が生じるおそれがある場合に、事業者が製品の回収や修理、交換などの対応(いわゆる「リコール」)を実施することがあります。

リコール対象製品の使用により、火災やけがなどの重大な**事故**が発生しています。

- **自宅に対象製品がないかを確認し、事故を防ぎましょう。**

所有している製品がリコールにより回収や修理、交換などの対象になっていないか定期的に確認しましょう。

消費者庁のリコール情報サイトでは、事業者が実施したリコールの情報を、一元的に集約して提供しています。

消費者庁 リコール情報サイト

<https://www.recall.caa.go.jp/>

※上記サイトのメール配信サービスに登録すると、登録後にサイトで更新・新規登録されたリコール情報を受け取れます。

事故を防ぐ! リコール情報を 確認しましょう

- **リコール対象製品と分かったらすぐに使用をやめましょう。**

所有している製品が、リコール対象だと分かったらすぐに使用をやめ、メーカーなどに**連絡**しましょう。

- **所有者登録サービスに登録しましょう。**

メーカー等が、所有者登録サービスを実施している場合があります。登録するとリコールなどの情報を受け取ることができます。

リコール情報を
確認しよう!!



©Kurosaki Gen

確認
しよう



見守るくん

ひとこと助言

- リコールを行っている事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

長崎市消費者センター(長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 095-829-1234 または 消費者ホットライン188

時間 10時~17時(土日祝日も可 月曜定休)